

放送用電波利用方式の設定・実施過程の透明化

地上デジタル放送においては、放送録画時に適用される「コピー・ワンス」制約が視聴者・国民による録画視聴に不便を与え、デジタル放送普及を阻害する要因の1つとなっており、その見直しが提唱されている。同制約は、単に著作権法による複製制限だけでなく、デジタル放送コンテンツの100%スクランブル化と、「B-CAS」カードによるその解除という放送方式によって実質上の強制力を与えられているものである。すなわち、B-CASカード方式は、電波という国民の共通資産を、広く視聴者・国民が放送という形式によって利用する（放送を視聴する）際の手続に制限を加えるという効果をもたらしている。

このように国民に広くかつ強い影響を与える電波利用方式の設定・実施については、規制当局である総務省が責任を持ち、国民に最大の便益を与えるという目的に適した制度・手順（民主主義的制度）に依って具体的内容を定めるべきことは言うまでもない。しかるにB-CAS方式の設定、コピーワンス制約の賦課については、総務省による通常の「パブリック・コメント」過程を経ることなく、一部の民間団体による決定がそのまま実施されることになった。また、その間の情報は（政府によっては）公表されず、かつ視聴者・国民が意見を表明する機会も無かった。そのためもあり、今回のように「行きすぎたコピー制限が、かえってデジタル放送の普及阻害要因になる」結果を生むことになったと考えられる。（参考：日本におけるデジタル放送コンテンツのコピー制限は、諸外国たとえば米国において考えられた broadcast flag 方式よりもはるかに厳しく、「供給者寄り」になっている。）

「コピーワンス」制限の再検討は急ぎおこなうべきであるが、これに加え、総務省は、広く国民に影響を及ぼす電波の利用方式の設定・実施について、現行のように一部の利害関係者のみによる決定に依存することをやめ、国民・視聴者・ユーザにその設定経過を公開し、広く意見を求める制度を構築すべきである。